

いじめ重大事態について

1 いじめ重大事態の概要

	(1) いじめを訴え不登校となっている事案（市立中学校3年の女子生徒）	(2) いじめを訴え市外へ転校した事案（市立中学校3年の女子生徒）
主な訴え	1年次、2年次の部活動におけるいじめが主な訴え、そのほか、学校のこれまでの対応に対する不満の訴え。 悪口を言われる、嫌な顔で見られた。部活動中の練習試合で、自分の得点を低くされる不正を受けた。	2年次、3年次の学校活動におけるいじめが主な訴え、教員の対応に対する不満の訴え。 わざとぶつかってきて謝らない。無視された。嫌な顔をされた。
いじめアンケートでの回答	2年次に1回 「いじめを受けた」と記載 3年次に1回 「いじめを受けた」と記載	2年次に1回 「嫌な思いをした」と記載 3年次に1回 「いじめがあった」と記載
重大事態としての取扱いを保護者に伝えた日	令和5年9月6日	令和5年10月1日
市長への報告日	令和5年9月8日	令和5年10月3日
いじめ防止対策審議会の委員氏名等を伝達した日など	令和5年10月14日 全ての委員の変更を希望	令和5年10月15日 現在委員の適否を検討中

※ 伝達した「いじめ防止対策審議会委員」の構成

大学関係者、弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士の5名
1名追加を検討している臨時委員

※ いじめを訴えられている当事者への委員氏名等の伝達については、該当者の特定後、伝達予定

2 これまでの主な対応、今後の予定

- (1) 10月10日（火）総合教育会議にて概略を情報共有、協議
- (2) 10月11日（水）いじめ防止対策審議会にて今後の調査方法等について審議
- (3) 10月12日（木）青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会にて概略を情報共有
- (4) 10月20日（金）総務常任委員会
- (5) いじめ防止対策審議会にて調査方法等について再審議、方針確定
- (6) 方針確定後 当事者双方に調査方法等の方針の伝達、了承後、調査に着手